

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 17 日	
東京都知事 殿	提出者 住 所 東京都杉並区高円寺南二丁目16番13号
	氏 名 松尾建設株式会社 東京支店 支店長 江頭 利浩 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5378-2281
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	松尾建設株式会社 東京支店
事業場の所在地	東京都杉並区高円寺南二丁目16番13号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 796,337万円（東京支店 前年度実績）
③従業員数	42人（令和6年4月現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

--	--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排 出 量	799.38 t	41.90 t
	（これまでに実施した取組） ・資材等の梱包の簡素化による発生抑制 ・プレキャスト化等発生抑制に配慮した工法の採用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排 出 量	640.00 t	34.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・再利用可能な仮設材の利用促進 ・現場加工の削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特定建設資材廃棄物の分別 ・有価物及び再生率の高い廃棄物の分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・より細かい廃棄物の分別を行い混合廃棄物の削減を行う

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
排 出 量	509.80 t	79.00 t	46.20 t	5.88 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
排 出 量	408.00 t	63.00 t	37.00 t	5.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
排 出 量	288.86 t	7,854.63 t	61.05 t	215.45 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
排 出 量	231.00 t	6,283.00 t	49.00 t	172.00 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	799.38 t	41.90 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	480.66 t	8.14 t
	再生利用業者への 処理委託量	799.38 t	41.90 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定業者への処理委託 ・電子マニフェスト制度による廃棄物管理		

(第4面)－2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
全処理委託量	509.80 t	79.00 t	46.20 t	5.88 t
優良認定処理業者 への処理委託量	262.55 t	8.00 t	41.65 t	5.88 t
再生利用業者への 処理委託量	398.80 t	79.00 t	46.20 t	5.88 t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)－3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
全処理委託量	288.86 t	7,854.63 t	61.05 t	215.45 t
優良認定処理業者 への処理委託量	277.68 t	2,018.50 t	58.65 t	277.68 t
再生利用業者への 処理委託量	5.59 t	7,854.63 t	61.05 t	215.45 t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全 処 理 委 託 量	640.00 t	34.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	385.00 t	7.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	640.00 t	34.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェスト制度の利用拡大 ・優良認定業者の利用拡大 ・再資源化業者の利用拡大によるリサイクル率の向上		
※事務処理欄			

(第5面)－2

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
	全 処 理 委 託 量	408.00 t	63.00 t	37.00 t	5.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	210.00 t	6.00 t	33.00 t	5.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	319.00 t	63.00 t	37.00 t	5.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

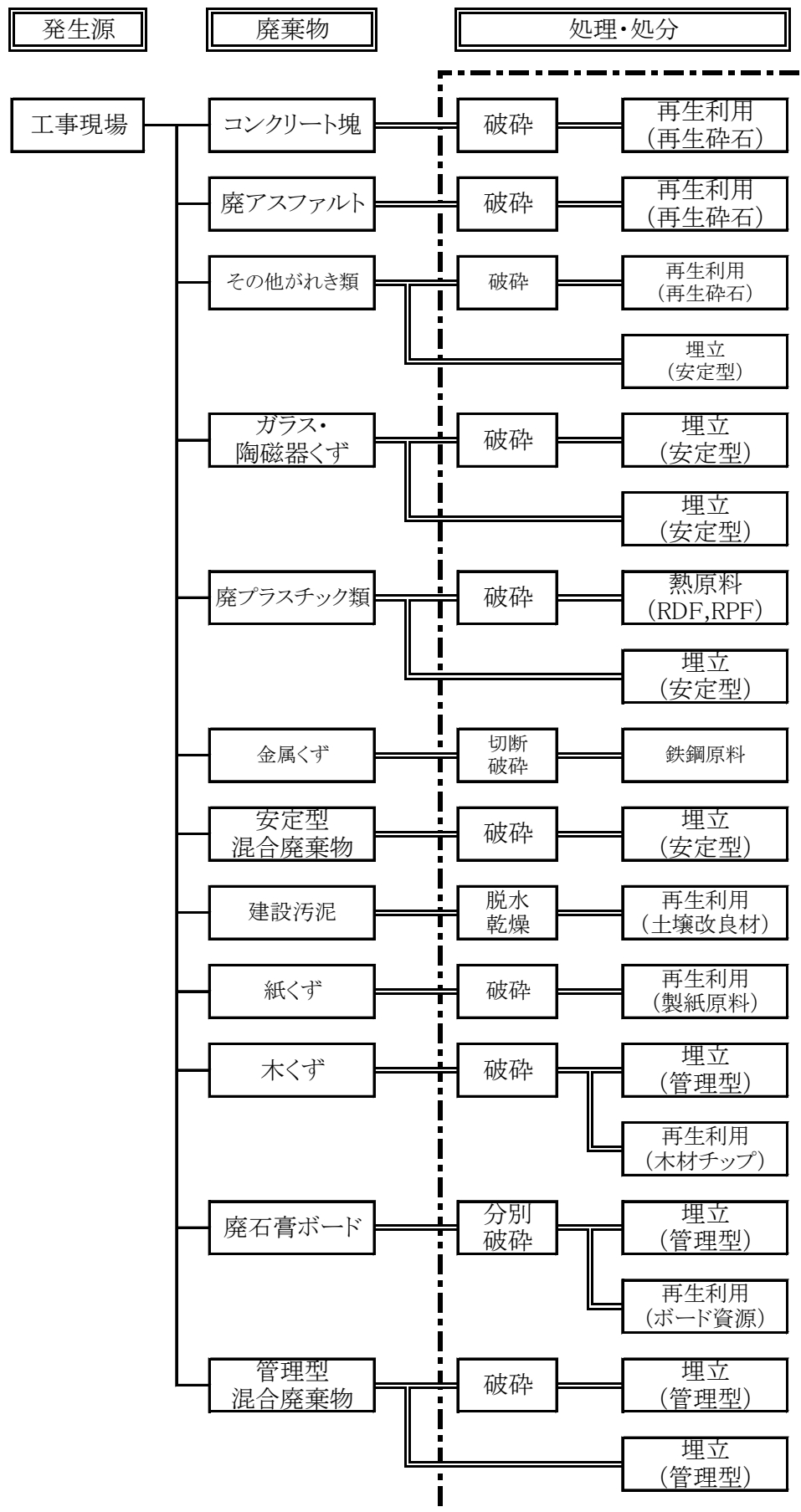
(第5面)－3

【目標】				
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず
全 処 理 委 託 量	231.00 t	6,283.00 t	49.00 t	172.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	222.00 t	1,614.00 t	47.00 t	222.00 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	4.00 t	6,283.00 t	49.00 t	172.00 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括管理者		所 属：松尾建設株式会社	職名：常務取締役
廃棄物担当		組織名：安全環境管理室	組織職員 14名
役割	環境保全 対策委員会	○建設副産物処理に関する検討 建設副産物の「発生の抑制」、「再利用及び減量化の促進」及び「適正処理の徹底」を基本として運営管理を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－専務取締役 ・委 員－関連部署担当者 ・事務局－安全環境管理室	
	建設副産物 総括管理者	○ 建設副産物処理方針の策定 ○ 社内管理組織の整備 ○ 社内管理規定の策定・改廃 ○ 社内管理規定・処理マニュアルの作成 ○ 法令・行政指導内容等の周知、教育・啓発 ○ 建設副産物の処理に関する各種事項の決定、承認	
	建設副産物 総括責任者 (地区・支店)	○ 建設副産物処理計画書の作成支援・指導 ○ 建設副産物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ その他関係する事項	
	建設副産物 処理責任者 (作業所)	○ 建設副産物処理計画書の作成 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理・記録・処理実績の報告 ○ 産業廃棄物の処理現状の確認	

産 業 廃 棄 物 管 理 組 織